

計画相談支援・ 障害児相談支援 報酬の算定要件等について

令和2年3月31日に、札幌市の『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（マニュアル）』の改訂と、様式集の作成がされました。現在、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改訂に向け、厚生労働省の改訂検討チームでの議論が行われている状況ではありますが、あらためて現状の相談支援給付費について、算定要件等を整理してみました。札幌市のマニュアルでは読み取れない内容も、以下の告示や通知等から引用し整理していますので、札幌市のマニュアルや様式集と合わせてご活用下さい。

<引用>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3

2020（令和2）年8月

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について①

		基本報酬	居宅介護支援費 重複減算(Ⅰ)	居宅介護支援費 重複減算(Ⅱ)	介護予防支援費 重複減算	特別地域加算
単位数	計画相談支援	サービス利用支援費(Ⅰ) 1462単位	-553単位	-856単位		+15/100
		サービス利用支援費(Ⅱ) 731単位		-125単位		
	障害児相談支援	障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1625単位				
		障害児支援利用援助費(Ⅱ) 814単位				
報酬の算定要件		<p>以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない</p> <p>【計画相談支援】 (一) サービス等利用計画の作成に当たってのアクセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等 (二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意 (三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付 (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取</p> <p>【障害児相談支援】 (一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアクセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等 (二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の文書による同意 (三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付 (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取</p>	<p>居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱い</p> <p>一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>居宅介護支援費重複減算(Ⅰ) 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>居宅介護支援費重複減算(Ⅱ) 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数から減算する。</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合に加算する。</p> <p>※ 計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について②の【特別地域加算】参照</p>		

『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について(マニュアル)』の該当箇所
P11の4(1)(2)／P12の(3)①特別地域加算／P15の(6)

		基本報酬	居宅介護支援費 重複減算(Ⅰ)	居宅介護支援費 重複減算(Ⅱ)	介護予防支援費 重複減算	特別地域加算
単位数	計画相談支援	継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1211単位	-604単位	-907単位	-9単位	+15/100
		継続サービス利用支援費(Ⅱ) 605単位		-301単位		
	障害児相談支援	継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1318単位				
		継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 661単位				
報酬の算定要件		以下の基準のいずれかを満たさない場合には、 所定単位数を算定しない 【計画相談支援】 (一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は 障害児の保護者への面接等 (二) サービス等利用計画の変更についてのサー ビス利用支援費の(一)から(四)までに準じた 手続の実施 【障害児相談支援】 (一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はそ の家族への面接等 (二) 障害児支援利用計画の変更についての障害 児支援利用援助費の(一)から(四)に準じた手 続の実施	前頁同様	介護予防支援費重複減算 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、 かつ、要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対し て、指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援 を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、1 月につき所定単位数から減算する。	前頁同様	

計画相談支援費（基本報酬）の算定について②-1

<p>取扱件数の取扱いについて</p>	<p>基本単位のサービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数については、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p>
<p>サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p>	<p>サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>
<p>継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて</p>	<p>継続サービス利用支援費については、障害者総合支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。</p>
<p>障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて</p>	<p>指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p>
<p>同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について</p>	<p>計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。</p>
<p>【特別地域加算】 厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p>	<p>一 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島 三 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第二条第一項に規定する辺地 五 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村 六 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島 七 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域 九 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域 十 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島 ※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定計画相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。</p>

障害児相談支援費（基本報酬）の算定について②-2

<p>取扱件数の取扱いについて</p>	<p>基本単位の障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数については、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値（以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。）を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。 なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。 上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p>
<p>障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p>	<p>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。 なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>
<p>継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて</p>	<p>継続障害児支援利用援助費については、児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。</p>
<p>（空白）</p>	<p>（空白）</p>
<p>同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合について</p>	<p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。 なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。</p>
<p>【特別地域加算】 厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p>	<p>一 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島 三 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第二条第一項に規定する辺地 五 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村 六 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島 七 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域 九 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域 十 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島 ※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害児相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。</p>

計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について③

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

VOL.1 問77

相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

（答）

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

加算の算定について①

加算		利用者負担上限額管理加算
単位数	計画相談支援	150単位
	障害児相談支援	150単位
加算の算定要件		【計画相談支援】 利用者の負担額合計額の管理を行った場合 【障害児相談支援】 通所利用者負担額合計額の管理を行った場合
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可		無し
記録(作成)		利用者負担上限額管理結果表
備考		

加算の算定について②

加算		初回加算
単位数	計画相談支援	300単位
	障害児相談支援	500単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 次のような場合 （１）新規にサービス等利用計画を作成する場合 （２）計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合</p> <p>【障害児相談支援】 次のような場合 （１）新規に障害児支援利用計画を作成する場合 （２）障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		<p>不可</p> <p>【計画相談支援】 （加算の算定要件に該当する場合の、サービス利用支援費算定時のみ）</p> <p>【障害児相談支援】 （加算の算定要件に該当する場合の、障害児支援利用援助費算定時のみ）</p>
他の加算との併給不可		<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算
記録 備考		不要

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問81

障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

（答）

算定できる。

加算の算定について③

加算		特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）			
単位数	計画相談支援	（Ⅰ）500単位	（Ⅱ）400単位	（Ⅲ）300単位	（Ⅳ）150単位
	障害児相談支援	（Ⅰ）500単位	（Ⅱ）400単位	（Ⅲ）300単位	（Ⅳ）150単位
加算の算定要件		別紙			
算定回数					
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 （加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ）			
他の加算との併給不可		無し			
記録		<p>【計画相談支援】 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならない。 毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>【障害児相談支援】 「障害児及びその家族に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならない。 毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>			
備考					

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

<p>VOL.1問65【訂正済】 自立生活援助事業所の従業者が、相談支援事業所の相談支援専門員を兼務することは可能なのか。可能な場合、特定事業所加算の「常勤・専従」の要件はどうなるのか。 （答） 自立生活援助事業所の従業者が、相談支援事業所の従業者の職務を兼務する場合は、業務に支障がない場合として認めることとしている。 また、相談支援事業所の特定事業所加算は、相談支援専門員が常勤・専従であること等が要件となっているが、相談支援事業所に併設する自立生活援助事業所については、兼務しても差し支えないこととする。 なお、相談支援事業所の特定事業所加算を算定するにあたり、当該兼務職員の配置を含めて算定要件を満たしている場合には、自立生活援助の福祉専門職員配置等加算の算定要件には、当該兼務職員を含められないことに留意すること。</p>
<p>VOL.3問12 特定事業所加算の算定要件として、取扱件数が40件未満であることが追加されたが、特定事業所加算を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。 （答） 届出提出月の前6月間の実績を基に取扱件数が40件未満であるかどうかを判断することとなる。 例えば、平成30年6月から特定事業所加算を算定するためには、平成30年5月15日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前6月間である平成29年11月から平成30年4月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。</p>

別紙

【計画相談支援】

<p>特定事業所加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>特定事業所加算（Ⅱ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>特定事業所加算（Ⅲ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>特定事業所加算（Ⅳ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>
<p>(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が「主任相談支援専門員」であること。</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。ただし、3名（主任相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	<p>(1)-② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	<p>(1)-③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	<p>(1)-④ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所又は同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>

(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

- (一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。
 - ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - エ 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - キ その他必要な事項
- (二) 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。
- (三) 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。

(3) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

(4)-① 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

(4)-② 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。

(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

(7) 「取扱件数」が四十未満であること。

基本単位のサービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数については、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値で除して得た数とする。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

特定事業所加算（Ⅰ）

特定事業所加算（Ⅱ）

特定事業所加算（Ⅲ）

特定事業所加算（Ⅳ）

別紙

【障害児相談支援】

<p>特定事業所加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>特定事業所加算（Ⅱ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>特定事業所加算（Ⅲ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>特定事業所加算（Ⅳ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>
<p>(1)-① 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が「主任相談支援専門員」であること。</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。なお、3名（主任相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	<p>(1)-② 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員であること。ただし、3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	<p>(1)-③ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員であること。ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	<p>(1)-④ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所又は同一敷地内にある指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>

<p>(2) 障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>「<u>障害児及びその家族に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議</u>」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>(一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <p>ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 エ 保健医療及び福祉に関する諸制度 オ アセスメント及び障害児支援利用計画の作成に関する技術 カ 障害児及びその家族からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 キ その他必要な事項</p> <p>(二) 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</p> <p>(三) 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p>			
<p>(3) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</p>			
<p>(4)-① 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>主任相談支援専門員 の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p>	<p>(4)-② 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p>		
<p>(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。</p> <p>特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければならないこと。</p>			
<p>(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p>			
<p>(7) 「取扱件数」が四十未満であること。</p> <p>基本単位の障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数については、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値で除して得た数とする。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。</p>			
<p>特定事業所加算（Ⅰ）</p>	<p>特定事業所加算（Ⅱ）</p>	<p>特定事業所加算（Ⅲ）</p>	<p>特定事業所加算（Ⅳ）</p>

加算の算定について④

加算		入院時情報連携加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
単位数	計画相談支援	（Ⅰ）200単位 （Ⅱ）100単位
	障害児相談支援	（Ⅰ）200単位 （Ⅱ）100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等が病院又は診療所に入院するに当たり、 （Ⅰ） 医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、<u>必要な情報</u>を提供した場合 （Ⅱ） （Ⅰ）以外の方法により<u>必要な情報</u>を提供した場合</p> <p>【障害児相談支援】 障害児通所支援を利用する障害児がが病院又は診療所に入院するに当たり、 （Ⅰ） 医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、<u>必要な情報</u>を提供した場合 （Ⅱ） （Ⅰ）以外の方法により<u>必要な情報</u>を提供した場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度</p> <p>【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可
他の加算との併給不可		無し
記録		<p>【計画相談支援】 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>【障害児相談支援】 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>
備考		<p>【計画相談支援】 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。 なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。</p> <p>【障害児相談支援】 「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。 なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられる。</p>

加算の算定について⑤

加算		退院・退所加算
単位数	計画相談支援	200単位
	障害児相談支援	200単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていただ利用者退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合</p> <p>【障害児相談支援】 病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていただ障害児退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 サービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度</p> <p>【障害児相談支援】 障害児支援利用援助費の算定に併せて3回分を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		<p>不可</p> <p>【計画相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、サービス利用支援費算定時のみ)</p> <p>【障害児相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、障害児支援利用援助費算定時のみ)</p>
他の加算との併給不可		<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算（退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合）
記録		<p>【計画相談支援】 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</p> <p>【障害児相談支援】 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</p>

<p>備考</p>	<p>【計画相談支援】 病院若しくは診療所又は障害者支援施設等とは、のぞみの園、児童福祉法に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法に規定する救護施設若しくは更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設、少年院法に規定する少年院、更生保護事業法に規定する更生保護施設、法務省設置法に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設、更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）を含む。 「利用者に関する必要な情報」とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>【障害児相談支援】 病院若しくは診療所又は児童福祉施設等とは、障害者支援施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設、少年院法に規定する少年院、更生保護事業法に規定する更生保護施設、法務省設置法に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設、更生保護法による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）を含む。また、児童福祉施設は乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。 「障害児及びその家族に関する必要な情報」とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p>
-----------	--

加算の算定について⑥

加算		居宅介護支援事業所等連携加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	
加算の算定要件		<p>これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合において、当該利用者を担当している相談支援専門員が、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）に出向く等により、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員による居宅サービス計画等の作成に協力を行った場合（当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く）。</p> <p>また、利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できる</p>
算定回数		<p>計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度</p> <p>ただし、当該加算を算定した利用者に係る居宅サービス計画等の作成を行った指定居宅介護支援事業所等において、6月以内に再度同一の利用者に関して当該加算を算定することはできない</p> <p>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できる</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可
他の加算との併給不可		無し
記録		<p>情報提供を行った日時、場所（指定居宅介護支援事業所等へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。</p>
備考		<p>「作成に協力を行った場合」とは、具体的には、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員に対して説明を行った場合等をいう。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問82

「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、6月以内でも算定可能か。

(答)

算定できる。

加算の算定について⑦

加算		医療・保育・教育機関等連携加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。 ア 利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 イ 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。</p> <p>【障害児相談支援】 次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。 ア 障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 イ 連携先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度</p> <p>【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		<p>不可</p> <p>【計画相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、サービス利用支援費算定時のみ)</p> <p>【障害児相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、障害児支援利用援助費算定時のみ)</p>
他の加算との併給不可		<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 ・退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合
記録		<p>【計画相談支援】 関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</p> <p>【障害児相談支援】 関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</p>
備考		

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問83

「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

加算の算定について⑧

加算		サービス担当者会議実施加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合</p> <p>【障害児相談支援】 継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度</p> <p>【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		<p>不可</p> <p>【計画相談支援】 （加算の算定要件に該当する場合の、継続サービス利用支援費算定時のみ）</p> <p>【障害児相談支援】 （加算の算定要件に該当する場合の、継続障害児支援利用援助費算定時のみ）</p>
他の加算との併給不可		無し
記録		サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
備考		<p>【計画相談支援】 サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できない</p> <p>【障害児相談支援】 サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できない</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問84

「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。

(答)

サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

VOL.1 問85

モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

(答)

モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

加算の算定について⑨

加算		サービス提供時モニタリング加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合</p> <p>【障害児相談支援】 継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 ただし、1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できない</p> <p>【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度 ただし、1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できない</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可
他の加算との併給不可		無し
記録		<p>【計画相談支援】 サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録する ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況 ウ その他必要な事項</p> <p>【障害児相談支援】 サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録する ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の障害児の状況 ウ その他必要な事項</p> <p>【共通】 記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>
備考		

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問86

「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

(答)

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

VOL.1 問87

複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

(答)

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。

VOL.1 問88

「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。

(答)

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。

加算の算定について⑩

加算		行動障害支援体制加算
単位数	計画相談支援	35単位
	障害児相談支援	35単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていること</p> <p>【障害児相談支援】 行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児へ適切に対応できる体制が整備されていること</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 （加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ）
他の加算との併給不可		無し
記録		
備考		<p>【計画相談支援】 強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>【障害児相談支援】 強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>【共通】 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問89

「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答)

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

VOL.1問90

「行動障害支援体制加算」の届出が途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第一の1の(4)の規定に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

第一の1の(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

VOL.1問91

「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

VOL.3問13

「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、1事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

(答)

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

VOL.3問14

「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

(答)

途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

加算の算定について⑪

加算		要医療児者支援体制加算
単位数	計画相談支援	35単位
	障害児相談支援	35単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること</p> <p>【障害児相談支援】 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可 記録		無し
備考		<p>【計画相談支援】 医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>【障害児相談支援】 医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>【共通】 この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 行動障害支援体制加算を参照

加算の算定について⑫

加算		精神障害者支援体制加算
単位数	計画相談支援	35単位
	障害児相談支援	35単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていること</p> <p>【障害児相談支援】 精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていること</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可		無し
記録		
備考		<p>【計画相談支援】 精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。</p> <p>【障害児相談支援】 精神障害を有する障害児の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。</p> <p>【共通】 この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 行動障害支援体制加算を参照

加算共通

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問80【訂正済】

平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。